

議案第35号

大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例等の一部改正について

大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年6月2日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例等の一部を改正する条例

(大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例の一部改正)

第1条 大府市市長等の損害賠償責任の上限を定める条例(令和3年大府市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の5第1項</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7</u> <u>第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) <u>第173条の4第1項</u></p>

改正後	改正前
<p>第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(大府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和45年大府市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。